

福岡県産木材認証事業体

認定規定集

平成14年12月 2日 制定

平成21年10月 1日 改正

令和 5年 7月18日 改正

一般社団法人 福岡県木材組合連合会
福岡県産木材供給体制推進協議会

目 次

1	福岡県木材供給体制推進協議会会則	1
2	福岡県産木材認証規程	3
3	県産木材認証事業体認定申請料規定	12
4	県産木材認証事業体認定申請に当たっての留意点	13
5	県産木材の物流と証明の流れ	15
6	「参考」福岡県産木材証明制度に係る認証基準について	16

福岡県木材供給体制推進協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、「福岡県産木材」(福岡県内で生育し生産された木材、以下「県産木材」という。)の公共・公営事業等への積極的な利用を推進するとともに、その供給体制を確保し、もって福岡県の森林資源の循環利用を図ることを目的として設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、福岡県木材供給体制推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、一般社団法人福岡県木材組合連合会の傘下組合の代表者をもって充てる。

(役員)

第4条 協議会には構成員の互選により運営委員7名以内を選出するとともに、会長1名を置き、会長には一般社団法人福岡県木材組合連合会会長をもって充てる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、一般社団法人福岡県木材組合連合会に置く。

(事業)

第6条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協議会、運営委員会の開催
- (2) 県産木材認証に関する事業
- (3) その他構成員が必要と認めた事業

(事務費)

第7条 この協議会の事務費は、申請料その他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか福岡県木材認証制度の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、平成14年12月2日より施行する。

令和5年7月18日改正

福岡県産木材認証規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県木材供給体制推進協議会(以下「協議会」という。)会則第6条第2号に規定する「福岡県産木材認証に関する事業」に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう「福岡県産木材」及び「県産木材認証事業体」について、次の各号のとおり定義する。

- (1)「福岡県産木材」(以下「県産木材」という。)とは、福岡県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太及び、この丸太を県内で加工した製材品をいう。
- (2)「県産木材認証事業体」(以下「認証事業体」という。)とは、福岡県木材業者登録を受けた者で、協議会から認定書を交付された木材業者をいう。

(認証の申請)

第3条 認証事業体の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は協議会に、申請料(別記1で定める認定手数料及び年間維持費)を添えて、県産木材認証事業体認定申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を提出するものとする。なお、第4条に規定する認定を受けることができなかった申請者には年間維持費は返納する。

(申請の審査)

第4条 協議会は前条の申請書の提出があったときは、運営委員会の審査により次の各号のすべてに該当するときは認定するものとする。

- (1) 県産木材の生産、加工もしくは販売体制を有していること。
- (2) 県産木材と、その他の木材を分別して取り扱うことのできる体制を有していること。
- (3) 本制度の趣旨を十分理解し、疑義のある行為をする恐れがないこと。

(認定書の交付等)

第5条 第3条に基づき申請者から申請書の提出があり、協議会が前条の認定をしたときは、福岡県産木材認証事業体認定書(様式第2号)(以下「認定書」という。)を交付するものとする。なお、認定書の有効期限は交付の日から3年間とする。

(県産木材の証明)

第6条 前条による認定を受けた認証事業体は、自らが生産する県産木材について、県産木材の証明書(様式第3号)を発行できるものとする。

(認証事業体の遵守義務)

第7条 認証事業体は、次の各号に定める遵守義務を負うものとする。

- (1) 認証事業体は、県産木材の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、福岡県産木材認証規程を遵守するとともに、県産木材として出荷した木材の産地について、疑義が生じた場合は自らの責任において対処しなければならない。また、県産木材であることを証するための伝票、その他関係書類については3年間は保管しなければならない。
- (2) 認証事業体は県産木材として出荷した木材について、その証明書の写しを当該年度の翌年4月末日までに、福岡県木材供給体制推進協議会に提出しなければならない。

(認証の取消)

第8条 協議会は、認証事業体が次の各号に該当する場合は認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 福岡県産木材認証事業体認定申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。
- (2) 認証事業体から当該認証の取消申請があったとき。
- (3) 認証事業体が県産木材の生産を中止したとき。
- (4) 認証事業体の本規程に定める基準に適合しない木材を県産木材として出荷したとき

(調達不可能な判定)

第9条 県産木材の特記があるもので、県内の生産流通市場等で調達不可能なことが明確な場合は、本協議会の構成員（一般社団法人福岡県木材組合連合会傘下の組合の代表者）がこれを証する証明書（様式第4号）を発行することができる。

(更新認定の申請)

第10条 認証事業体の認定を更新する者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、協議会に、申請料（別記1で定める認定手数料および年間維持費）を添えて、県産木材認証事業体認定申請書（更新）（様式第5号）を提出するものとする。なお、更新認定を受けることができなかつた申請者には年間維持費は返納するものとする。

(認定の申請料)

第11条 申請料は次のとおりとする。

- (1) 新規認定手数料 5,000円
- (2) 更新認定手数料 0円
- (3) 年間維持費 12,000円

附則

この規程は平成14年12月2日より施行する。

平成21年10月1日改正

令和5年7月18日改正

福岡県産木材認証規程（内規）

県内で生育伐採された丸太を福岡県産木材認証事業体で加工し、その後、県外工場で集成材や不燃木材として製品化した場合の県産木材の証明方法については、定めが無いため、今回、証明方法を定めるものである。

証明方法： 既存の福岡県産木材証明書に加えて、分別管理が可能な県外工場（合法木材供給事業者）が記載した合法木材証明書を添付する。

なお、合法木材証明書の提出先は福岡県産木材認証事業体であり、提出者は県外工場とする。

また、証明書には素材の生産地を記載する。

別紙参考例（P15）のとおり。

平成29年5月16日

福岡県産木材供給体制推進協議会

「参考」福岡県産木材認証規程

（定義）

第2条

（1）「福岡県産木材」（以下「県産木材」という。）とは、福岡県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太及び、この丸太を県内で加工した製材品をいう。

福岡県産木材認証事業体認定書

令和 年 月 日

令和 年 月 日付けで提出のあった福岡県産木材認証事業体認定申請書については、審査の結果、福岡県産木材認証規程第4条に適合しているので、同規程第5条により福岡県産木材認証事業体認定書を交付します。

一般社団法人 福岡県木材組合連合会
福岡県産木材供給体制推進協議会
会 長

㊞

住 所	
名 称	
代 表 者	
認証事業体番号	
有 効 期 限	年 月 日

福岡県産木材証明書

(請負者)

殿

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量 (本・束)	単材積	材積	備考
						m ³	m ³	
						m ³	m ³	
						m ³	m ³	

4. 素材の県内生産地 (市町村名)

5. 県内加工地 (市町村名)

上記の製品は、福岡県産木材であることを証明します。

令和 年 月 日

(組合略称)

(証明者) 認証事業体番号 _____ 第 _____ 号

名 称

代 表 者 名

郵便番号・所在地

電 話

⑩

福岡県産木材調達不可能証明書

(請負者)

殿

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量 (本・束)	単材積	材積	備考
						m ³	m ³	
						m ³	m ³	
						m ³	m ³	

4. 調達不可能な根拠

上記の(丸太・製材品)は、福岡県産木材の調達が困難であることを証明します。

令和 年 月 日

(証明者) 認証事業体番号 (組合略称) 第 号
名 称
代 表 者 名
郵便番号・所在地
電 話

㊤

福岡県産木材認証事業体認定申請書（更新）

令和 年 月 日

福岡県産木材供給体制推進協議会 会長 殿

（組合略称）

（申請者） 福岡県産木材認証事業体番号 第 号

事業者名称

代表者職氏名

④

所在地 〒

電話番号

FAX 番号

（スタンプ可）

福岡県産木材認証事業体としての認定（更新）を受けたいので、福岡県産木材認証規程第10条により、下記のとおり申請します。

記

- 1 取り扱う県産木材の主たる樹種等 スギ・ヒノキ・マツ・その他（ ）
 取り扱う県産木材の主たる種類等 丸太・柱・角・板・割・その他（ ）

2 製品の生産体制

素材生産量

単位：m³

区分	直前3年間の生産量の年平均	備考
針葉樹	県産木材	
	県産木材以外	
	小計	
広葉樹		
合計		

製材生産（販売）量

単位：m³

区分	申請年の前年1年間の生産（販売）量	最大可能生産量
国産材	県産木材	
	県産木材以外	
	小計	
外国産材		
合計		

素材購入量

単位：m³

区分	直前3年間の購入量の年平均	備考
針葉樹	県産木材	
	県産木材以外	
	外国産材	
広葉樹		
合計		

平成 21 年 10 月 1 日

福岡県産木材供給体制推進協議会

県産木材認証事業体認定申請料規定

福岡県産木材認証規程第 3 条に規定する申請料（認定手数料及び年間維持費）を下記のとおり定める。

記

1. 新規認定手数料	5, 000 円
2. 更新認定手数料	0 円
3. 年間維持費	12, 000 円

注) 新規認定手数料のうち	1, 000 円
年間維持費のうち	2, 000 円

は各組合の手数料とする。

県産木材認証事業体認定申請に当たっての留意点

1. 県産木材認証事業体の認定申請ができる者

- (1) 主として県内で伐採・搬出等の素材生産業を営む者。
- (2) 製材加工施設を有し、県内で伐採された丸太を加工し、製材品生産もしくは販売する者。
- (3) 上記いずれも県産木材とその他の木材が明確に分別できる体制を有していること。

2. 認定の申請料

- (1) 申請料は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ①新規認定手数料として1件につき | 5,000円 |
| ②更新認定手数料として1件につき | 0円 |
| (更新にあたって更新手数料は徴収しない。) | |
| ③年間維持費として1件につき | 12,000円 |
| (新規・更新ともに、年間維持費として毎年12,000円を徴収する。) | |

- (2) 年間維持費の適用(徴収)について

認定済みの事業体については、平成22年4月から徴収するものとする。

3. 有効期限

3年とする。

4. 調達不可能な判定

県産木材使用の条件がついた木材で、県内で生産されていないもの(例 マツ 梁・桁)及び納期の関係から県内で調達困難なことが明白なものについては、本協議会の会員である各組合長が様式第4号により証明書を発行し、発注者と協議の上、代替できる物で納材する。

5. 認証事業体番号

組合名の後に組合毎の一連番号を付す。

例	北九州	北九州第〇〇号
	浮羽	浮羽第〇〇号
	八女	八女第〇〇号

6. 認証事業体の申請期日

第1回目の申請期限を平成15年1月10日とする。

7. 名簿の作成

認証事業体の名簿を作成し、県の関係機関に配布する。

附則

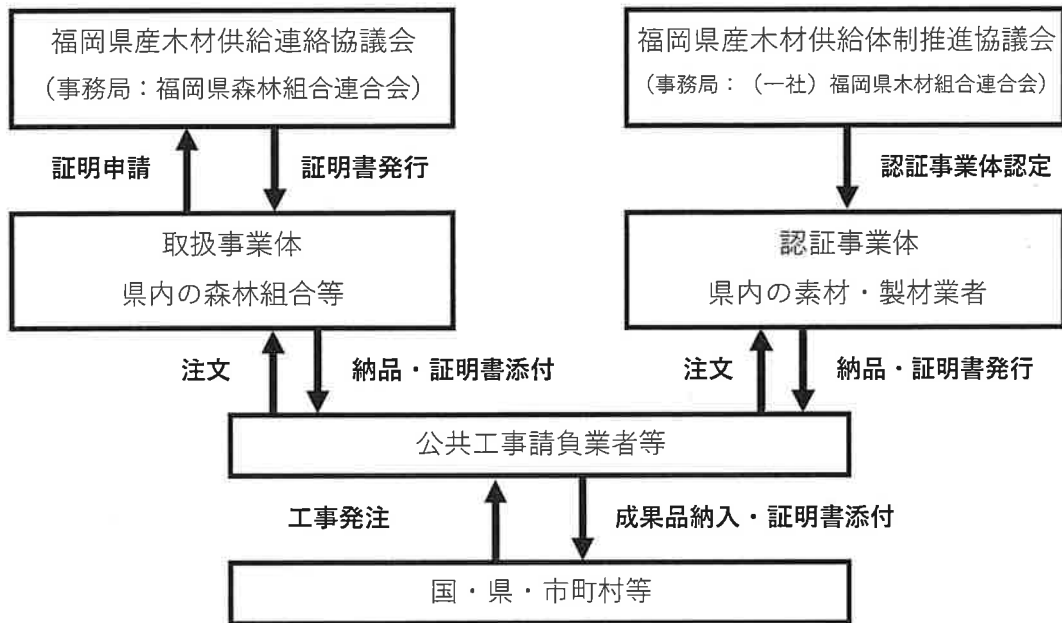
これは平成14年12月2日により施行する。

平成21年10月1日改正

令和5年7月18日改正

(参考)

県産木材の物流と証明の流れ



県産木材とは

県内で生育、生産されたスギ・ヒノキなどの素材、もしくはそれを県内で加工した製材品をいう。

素材の生産地（市町村名）の記入について

1. 資材内容が丸太の場合

(ア) 自ら県内で素材生産したもの

_____市町村 _____年〇〇月〇〇郡〇〇町大字〇〇伐採分

※記入にあたっては、森林法等の伐採に関する法令等に基づく書類（伐採届や森林経営計画書など）により合法性を確認すること

2. 資材内容が製材品の場合

(ア) 自己所有林または直営素材生産による素材

_____市町村 _____年〇〇月〇〇郡〇〇町大字〇〇伐採分

(イ) 県森連系統から素材を購入した場合

_____市町村 _____年〇〇月、〇〇共販所より購入

(注) 県森連系統からの素材には〇〇郡〇〇町生産の記入あり

(ウ) 他の木材市場から素材を購入した場合

_____市町村 _____年〇〇月、〇〇市場より購入

(注) この場合その素材の出荷者が〇〇市町村で伐採したものか証するものが必要

(エ) 素材生産業者から素材を購入した場合

_____市町村 _____素材業者〇〇から〇〇年〇〇月〇〇市町村伐採分を購入

※ (イ) ~ (エ) の場合、素材等を譲り受ける際には、合法性の確認を行うこと

その他流通形態には色々な流れが考えられますので、不明な点は福岡県木連に連絡相談し、適切な対応をしてください。

「参考」

14 林政第 114 号の 4
平成 14 年 10 月 31 日

(社) 福岡県木材組合連合会 会長 殿

福岡県木材需要拡大推進本部長
(福岡県水産林務部長)

福岡県産木材証明制度に係る認証基準について

木材の需要拡大につきましては、日頃からご理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県産木材の使用については、平成 14 年 6 月 10 日付け 14 林政第 114 号の 3 「公共工事における県産木材の使用について」でもって、県産木材の安定供給について依頼したところでありますが、このたび、この制度をより適正かつ円滑に運用するため、使用する木材の産地（県産木材であること）を明らかにする目的で、「福岡県産木材証明制度」に係る認証基準を別紙のとおり定めました。

つきましては、福岡県産木材証明制度認証基準第 2 条に基づき、制度認証に係る申請書の提出をお願いします。

なお、生産地の確認方法については、上記依頼文（14 林政第 114 号の 3）に添付しておりましたが、本証明制度の発足に伴い、別紙のとおり改めましたことを申し添えます。

福岡県産木材証明制度認証基準

(目的)

第1条 県産木材の積極的な利用を推進することにより、県内森林の保全を図るため、土木・建築工事等の設計図書類に県産木材の使用が明記されている場合の産地（県産木材であること）を明らかにする目的で、森林組合、木材協同組合等が設ける「福岡県産木材証明制度」の認証基準を定める。

(証明制度の認証申請)

第2条 森林組合、木材協同組合等は県産木材の証明制度を設けた場合は、県にその制度の認証を申請することとする。

(証明制度の認証)

第3条 県は、森林組合、木材協同組合等から認証申請が行われた場合、認証基準に照らして審査を行い、適当と認めた場合は、その証明制度を認証するものとする。

(証明書の添付)

第4条 認証された証明制度により発行された証明書が資材の納品者から納品書とともに工事請負者へ提出された場合、その事実をもって県（工事発注者）は県産木材であることを確認するものとする。

(証明制度の点検及び確認)

第5条 森林組合、木材協同組合等は、証明書の発行を行う会員や県産木材の製造に関わる会員等を対象に、定期的な点検を実施し、自らが設けた証明制度の適切な運用に努めるものとする。

2 県は、証明された内容について確認を行うものとする。

3 県が行う確認により不正が発覚した場合及び確認を拒否した場合は、森林組合、木材協同組合等は証明制度の規定するところにより、処分を行うものとする。

(証明制度認証基準)

第6条 証明制度の認証基準は次のとおりとする。

1 証明制度等を記載した規約等を具備していること。

2 証明書発行に至る根拠書類の保管を3年以上義務づけること。

3 証明書には産地（市町村名）の記載を行うこと。

4 証明書を発行した者の責任、不正を行った場合の責任について規定されていること。

5 県産木材が調達できない場合の確認方法について規定すること。

6 認証された組合等は、会員の名簿等を制度認証時、また、会員に異動があった場合は遅滞なく県に報告すること。

7 認証された組合等は、発行された証明書の写しを当該年度の翌年度の5月10日までに県に報告すること。

(附則)

この証明制度は、平成14年10月31日から適用する。

